



▼お祝いのことばを披露する末永くん

いつもありがとう これからも長生きしてね

町の敬老会は、9月11日、町公民館で開かれ、75歳以上の894人のうち293人が参加し、祝福を受けました。

飯田町長があいさつした後、井関小学校1年の長尾一義くんが「おじいちゃん、おばあちゃんが一生懸命作ってくれるやさいやお米を食べて、早く大きくなりたい。いつもありがとう。」と、また、阿知須小学校の末永達至くんが「いつもありがとう。これからももっと長生きしてほしい。」とそれぞれお祝いのことばを述べました。

このあと民生委員によるハンドベルの演奏や青年同志会による舞踊などが披露されお年寄りを喜ばせていました。

臨時福祉特別給付金

該当者は11月30日までに申請を



平成十年分所得税などの特別減税の追加実施に伴って、老齢福祉年金や特別障害者手当の受給者、低所得の寝たきりのお年寄り、六十五歳以上の低所得の人々に対し、臨時福祉特別給付金が支給されることになりました。いずれも平成十年八月一日が基準日となります。

なお、対象者と推定される人には、民生委員を通して十月初旬に申請書を配付します。該当すると思われる人で申請書が届かない場合は町住民課福祉係までご連絡ください。申請書を提出されないと支給されませんので、ご注意ください。

●福祉給付金

支給対象者一人に二万円

▼支給対象者 八月一日現在、本年八月分の次のいずれかの年金または手当を受給で

きる人

①老齢福祉年金

②障害基礎年金（ア、年金証書の年金コードの先頭三桁が「六三五」または「二六五」の人 イ、年金証書の

年金コードの先頭三桁が「五三五」または「〇六二

③遺族基礎年金（ア、年金証書の年金コードの先頭三桁が「二七五」または「二八五」の人 イ、年金証書の

年金コードの先頭三桁が「六四五」、「〇七二」、「〇八二」または「一〇二」の人で、平成十年度分の町民税

の人で、平成十年度分の町民税が課せられなかった人

（本人が控除対象配偶者または扶養親族となつてゐる場合は、控除を受ける人の平成十年度分の町民税が課せられなかった場合に限る）

④児童扶養手当

⑤特別児童扶養手当（※給付金は障害児が対象）

⑥特別障害者手当

⑦障害児福祉手当

⑧福祉手当（経過措置分）

⑨原爆被爆者諸手当

ただし、八月一日現在で、生活保護を受けてゐる人や社会福祉施設に入所されてゐる人などには、それぞれの制度から同様の措置がとられることになってゐますので、支給されません。

●介護福祉金

支給対象者一人に三万円

▼支給対象者 八月一日現在、生活保護を受けてゐる人や平成十年度分の町民税所得割が課せられなかった人（本人が控除対象配偶者または扶養親族となつてゐる場合は、控除を受ける人の平成十年分の町民税所得割が課せられなかった場合に限る）で次のいずれかに該当する人



●特別給付金

支給対象者一人に二万円

▼支給対象者 八月一日現在、六十五歳以上の人で、平成十年分の個人の町民税が課せられなかった人（本人が控除対象配偶者または扶養親族となつてゐる場合は、控除を受ける人の平成十年分の町民税所得割が課せられなかった場合に限る）

なお、生活保護を受けてゐる人などや福祉給付金の支給要件に該当する場合は、特別給付金は支給されません。

●申し込み・問い合わせ

町住民課 福祉係
(TEL 65-4111(内)163
(有)2132)

シンボルマーク公募 最優秀賞の副賞50万円

県の博覧協会では、21世紀
未来博覧会のシンボルマーク
を募集しています。

シンボルマークは、二十一
世紀未来博覧会のテーマや開
催の趣旨を反映し、簡潔で象
徴的に図案化した内容のもの
で、応募資格に制限はなく一
人何点でも応募できます。

また、審査員により厳正に
審査し、最優秀賞一点(賞状
と副賞五十万円)、優秀賞二点
(賞状と副賞五万円)を決定し
ます。

博覧会のテーマは「いの
ち 燦(きら) めく未来へ」。新
たな世紀のスタートの年に
「いのち」の視点から新しい
「ひと」「自然」「産業」「地域
社会」のあり方を提案するこ
とを開催の趣旨としています。

●**応募規定** A4判の白紙を
横位置で使用。用紙一枚に
つき一点を直径十センチ程
度の大きさで描き、その際、
上下をはっきりさせ、裏面
には作品の趣旨(五十字程
度)、住所、氏名、年齢、電

話番号、職業、勤務先など
を記入してください。

●**応募方法** 郵送または直接
持ち込みも受け付けます。

●**締め切り** 十月二十三日(金)
(当日消印有効)

●**問い合わせ・応募先** 〒7
53-8501 山口市滝
町一― 21世紀未来博覧
会協会広報宣伝課 (TEL 08

中間案の発表を受けて

21世紀未来博覧会の説明会を開催

町では、博覧会の中間
案の発表を受けて説明会
と特別講演会を開きます。

●**日時** 九月三十日(水) 午
後二時から(二時間程度)

●**場所** 町公民館

●**対象者** 21世紀未来博覧
会阿知須推進協議会会員
および博覧会に関心のあ
る人

●**特別講演** 「皆さんで創
る・皆さんで楽しむ博覧



39-33-2890 FAX 0
839-24-2001

会

●**講師** 奈良 光信さん

(山陰・夢みなと博覧会市
民イベント「夢ファクト
リー'97」担当)

●**申し込み** 電話で町企画
振興課へ申し込んでくだ
さい。(資料などの準備の
ため)

●**問い合わせ** 町企画振興
課 (TEL 65-4111(内)1
41-144(有)2144)

国民健康保険被保険者 証の未更新の人へ

町では、国民健康保険被保
険者証の更新を行っておりま
すが、まだ更新をされてない
人は、現在使われている被保
険者証が平成十年八月三十一
日限りで無効となりましたの
で、早急に新しい被保険者証
と交換してください。

なお、未更新の人は期限切
れ被保険者証を持参のうえ、
町役場国民健康保険係の窓口
へ更新手続きをしてくださ
い。

●**問い合わせ** 町環境保健課
国民健康保険係 (TEL 65-4
111(内)153(有)2122)

軽トラマーケット

出店者募集

町商工会では、第一回「阿
知須ふるさとじまん市」の
呼び物のひとつとして軽トラ
ックを店舗に、野菜や花、く
だもの、苗、手作り小物：な
どを販売してくださる人を募
集します。
出店料は無料。価格の設定は
自由です。軽トラックでなく

てもOK!新鮮で安い商品をご提供ください。

●**日時** 十月十八日(日)午前九
時から午後一時(受付時間
は午前八時三十分から)

●**場所** 健康文化センター
フィットカルあじす駐車場

●**募集店数** 三十店舗

●**申込方法** 電話またはFAXに
て町商工会へお知らせくだ
さい。

●**問い合わせ** 町商工会 (TEL
65-2129 FAX 65-21
27(有)4773)



住宅・土地統計調査

西条・中村・東・河内の一部の地区
で調査をお願いするお宅には、調査員
が調査票をお配りいたしますので、ご
協力をお願いします。

調査票配布期間

9月23日～9月30日

総務庁統計庁・阿知須町



青年海外協力隊 10年秋募集

青年海外協力隊は、国際

協力事業団の行う政府事業です。隊員は現地の人々と同じことばを話し、同じところに住み、同じものを食べ、生活を共にしながらアジア・アフリカ・中近東・東欧・中南米などの国々のひとづくり、国づくりに協力します。

青年海外協力隊では、十年度秋の募集に先立ち説明

会を開きます。

●日時・会場 十月二十一日(水) 山口グランドホテル／十一月十日(火)宇部全日空ホテル

※開催時間は各会場とも、午後六時三十分から

●問い合わせ 山口県環境生活部女性青少年課(TEL 0839-33-2634)

10月は「里親を
求める運動」月間

十月一日から三十一日まで

里親制度とは

での一か月間は「里親を求める運動」月間として里親制度に対する理解を深め、新しい里親を開拓するため全国的な運動が展開されます。

里親を希望される人や里親制度を詳しく知りたい人は、中央児童相談所が町住民課福祉係でおたすねください。

里親とは

家庭に恵まれない児童を一時的に、または継続的に自分の家庭に預かって養育することを希望し、県に登録されている人をいいます。

●問い合わせ 中央児童相談所(TEL 0839-22-7511) または町住民課福祉係(TEL 65-4111内163(有)2132)

「明るい生活の家計簿」および「家計簿ノート」の有償貸出

県貯蓄推進委員会では、平成十一年用「明るい生活の家計簿」を三百五十円、「家計簿ノート」を五百五十円であつせんします。(いずれも消費税を含みます。)家計の合理化とともに、将来に備える生活設計に家計簿をお役立てください。

- 申込期限 十月十六日(金)
- 配付 十一月下旬(予定)
- 配付方法 町役場にて
- 支払方法 代金引替
- 申込先 町企画振興課商工観光係(TEL 65-4111内142(有)2144)

可燃ごみ(町内全域) 月・水・金

2 5 7 9 12 14 16
19 21 23 26 28 30

不燃ごみ(町内全域)

- 灰・ビン・ガラス類 (第1.3水曜日)
- 空缶・鉄類 (第2.4水曜日)

1 15

8 22

ごみの収集日

10

●ごみを出す時間

前日午後5時～当日午前7時30分

●町指定ごみ袋の販売先

町役場環境保健課・各地区環境衛生組合長宅・婦人会支部長(一部)宅等

●清掃センターへのごみの直接持ち込み

《持ち込みができる日・時間》

毎週月曜日～土曜日(祝祭日は出せません)
午前7時30分～正午/午後1時～2時